

令和6年度就学援助（令和7年度新1年生 入学前支給）申請のご案内

就学援助制度とは・・・

お子様が太子町立小・中学校に就学されるにあたり、経済的な援助を必要とされる保護者に対して、学用品費等の就学上必要な経費の一部を助成し、お子様が等しく義務教育を受けられるようにする制度です。

就学援助制度は、通常、小・中学校に入学後の4月に申請いただきますが、新小学1年生には就学援助費のうち「入学に係る費用の一部」について、入学前に受け取ることができます。これを「入学前支給」といいます。なお、入学前支給以外のすべての就学援助費の支給を受けるためには、入学後の4月に改めて就学援助の申請をする必要があります。

1 就学援助（入学前支給）の対象者

援助の対象となるのは、来年度から太子町立の小学校に就学予定の未就学児の保護者であり、次のような理由により教育委員会が認定した世帯です。

●認定基準額（令和6年度）

世帯人数	基準額（所得）
2人	187万4,000円
3人	233万2,000円
4人	268万8,000円
5人	294万9,000円
6人	330万7,000円
7人以上の世帯	1人増えるごとに35万8,000円加算

（ア）生活保護世帯で教育扶助を受けていない者及び教育扶助を一時停止されている者

（イ）前年中（令和5年中）の世帯全員の合計所得が認定基準額（左表）以下の世帯

※世帯人数は生計を同一にする方全員の人数です。同一の家屋に居住している場合は、別世帯でも生計を同一にしているものとみなします。

※所得の把握には、年末調整や所得の申告をしていただく必要があります。

2 就学援助（入学前支給）の内容

新入学学用品費等（新小学1年生のみ） 57,060円

※就学援助のすべての項目（学用品費、修学旅行費、卒業アルバム代、給食費）の支給を受けるためには、入学後の4月に改めて就学援助の申請が必要です。

3 就学援助（入学前支給）の申請について

就学援助（入学前支給）の申請は、『令和6年度就学援助（令和7年度新小学1年生 入学前支給用）申請書兼世帯票』（以下「申請書」という。）と振込先口座が確認できる書類（コピー可）の提出が必要となります。就学援助（入学前支給）の申請書は、教育委員会管理課または町ホームページから取得することが可能です。町ホームページで「就学援助」と検索してください。

4 申請期間

令和6年11月1日（金）～令和6年12月20日（金）

5 申請先

太子町教育委員会管理課

《提出書類》

- ・ 令和6年度就学援助（令和7年度新小学1年生 入学前支給用）申請書兼世帯票
- ・ 振込先口座が確認できる書類（コピー可）

6 認定結果

令和7年2月中旬に、郵送でお知らせします。

7 支給時期

令和7年3月中旬予定

8 その他

- ・生活保護を受けている家庭は教育扶助費として支給されますので、就学援助の申請をしていただく必要はありません。
- ・中学校の新入学学用品費については、令和7年1月時点で就学援助を受給している小学6年生の保護者に別途通知しますので、今回の申請は不要です。
- ・受付期間内に申請書が提出できない場合や令和5年中の所得が認定基準額を超える場合は、令和7年4月に改めて申請してください。この場合、令和6年中の所得で判定します。

◆お問い合わせ先

教育委員会管理課 住所：〒671-1592 太子町鵜280番地1

☎：277-1016 FAX：277-2201 E-mail：kanri@town.hyogo-taishi.lg.jp